



南城市告示第38号

南城市つきしろIC南土地区画整理事業の施行地区について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、区域を別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分で、南城市つきしろIC南土地区画整理事業の施行地区についての効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による同事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和8年3月24日

南城市長 大城 憲幸

